



第一種区域指定解除後の措置について

経過措置について


経過措置〈対象は  部分です〉

【住宅防音工事】

今回指定解除する第一種区域(部分)において、昭和60年3月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日までに工事の希望届を提出された方に対し、従来と同じ内容で住宅防音工事の助成を行います。

なお、住宅防音工事の対象となる建物を建て替えた場合も住宅防音工事の対象となる場合があります。

【機能復旧工事】

今回指定解除する第一種区域(部分)において、住宅防音工事により設置した空気調和機器及び防音建具のうち、工事完了後10年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器及び防音建具を対象として、平成25年7月31日までに工事の希望届を提出された方に対し、従来と同じ内容で機能復旧工事の助成を行います。

※住宅防音工事について

住宅防音工事は、住宅の所有者又は居住者の皆様方の申請に基づき行われる補助事業です。具体的な工事の内容や手続き等については、南関東防衛局のホームページをご覧ください。

南関東防衛局のホームページアドレス…

<http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>



お問い合わせ先

南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課・2課 [電話]045-211-7113

南関東防衛局からのお知らせ

静浜飛行場周辺の 住宅防音工事対象区域^(第一種区域) の見直しについて

静浜飛行場に係る住宅防音
工事対象区域(第一種区域)の指定解
除を平成24年1月30日の官報で告示しました。
住宅防音工事対象区域の指定解除については、
平成25年8月1日から適用されます。

これは、静浜飛行場に係る住宅防音工事対象区域(第一種区域)について、最終の指定告示(昭和60年3月18日)から相当年数が経過し、その間、航空機の騒音状況に変化が見られることなどから、平成21年度から22年度にかけて騒音度調査を実施した結果、第一種区域の指定基準値となる75Wの騒音コンターはほぼ飛行場内に包含されるため、同区域を指定解除することとなり、官報で告示したものです。



お断り

このパンフレットは、住宅防音工事対象区域の見直しについて知っていただくため、その対象となる区域内に配布しているものですが、配布を受けた全ての方に、このお知らせの内容が適用されるものではありません。

静岡飛行場周辺における住宅防音工事対象区域図

経過措置〈対象は  部分です〉

今回指定解除する第一種区域( 部分)において、昭和60年3月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日までに希望された方に対し、従来と同じ内容で住宅防音工事及び機能復旧工事の助成を行います。

